

甲賀市まちづくり活動センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条～第 9 条 (略)

(附属設備の使用料)

第 1 0 条 条例別表に規定する規則で定める額は、別表で定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第 1 1 条 条例第 8 条第 2 項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとするものは、まちづくり活動センター使用料減免申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、まちづくり活動センター使用料減免承認書(様式第 8 号)を、当該申請をしたものに交付するものとする。

(使用料の還付)

第 1 2 条 条例第 9 条ただし書の自己の責めに帰することができない事由とは、災害等により施設を利用することができないと認められる場合とし、納付された使用料の 1 0 0 分の 1 0 0 を還付する。

2 条例第 9 条ただし書のその他市長が正当と認める事由とは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める還付率により行うものとする。

(1) 公益上その他やむを得ない理由により利用の許可を取り消し、又は利用を中止させた場合 1 0 0 分の 1 0 0

(2) 施設等利用許可者から、施設を使用する日の 3 0 日前までに利用を取りやめる旨の申し出があり、かつ、当該申し出に正当な理由が認められる場合 1 0 0 分の 5 0

(遵守事項)

第 1 3 条 利用者は、次に掲げる遵守事項を守らなければならない。

(1) センターを損傷し、又は滅失しないこと。

(2) 許可されていない施設等を利用しないこと。

(3) 他人に危害又は迷惑となるような行為をしないこと。

(4) 許可なく火気を使用し、又は危険物を持ち込まないこと。

(5) 許可なく物品の販売、寄付の募集、広告物の掲示及び配布その他これらに類する行為をしないこと。

(6) 所定の場所以外において、喫煙をしないこと。

(7) 許可なく動物を持ち込まないこと。ただし、盲導犬等の補助犬は除く。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に反する行為をしないこと。

(受付時間)

第14条 第3条、第5条、第8条及び第11条の規定による申請の手続の受付時間は、午前9時から午後7時までとする。

(まちづくり活動センター運営協議会)

第15条 センターの効率的な利活用について検討し、並びに登録団体相互の情報交換及び交流等を図るため、甲賀市まちづくり活動センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの施設等の適正な使用に関すること。

(2) 登録団体等の活動に関する協力及び当該活動の啓発に関すること。

(3) 登録団体等間の情報交換に関すること。

(4) センターの運営に関し必要と認める事項に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりの推進に関し必要と認める事項に関すること。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定管理者に関する読替え)

第16条 条例第17条の規定により、指定管理者がセンターの管理に関する業務を行う場合における第2条から第5条まで、第7条から第9条まで、第11条及び第13条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年5月21日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	単位	1月当たりの使用料の額（円）
ロッカー	1個	200
メールボックス	1個	200
スチール棚	1段	200

備考 1 登録団体等につき、ロッカーは~~3~~2個、メールボックスは1個、スチール棚は4段をそれぞれ利用の限度とする。